

# 令和8年度第1回鹿児島県人権尊重の社会づくり審議会開催結果 (概要版)

## 1 開催日時・場所

令和8年5月15日(金) 午前10時から午前11時25分まで  
県庁7階 7-A-2会議室(対面とオンラインによるハイブリッド方式)

## 2 出席委員

花月委員、梶委員、口羽委員、久留須委員、杉原委員(オンライン)、永里委員(オンライン)、中島委員、農中委員、疋田委員、藤原委員、山喜委員(計11人)

## 3 公開等

- |              |                 |
|--------------|-----------------|
| (1) 公開・非公開の別 | 公開              |
| (2) 傍聴者数     | 0人              |
| (3) マスコミ     | 6人(南日本放送、南日本新聞) |

## 4 会長及び副会長選出

互選により、会長に花月委員、副会長に口羽委員を選出

## 5 議事

- (1) パートナーシップ制度について
- (2) 「性の多様性等に関する県民意識調査」について

## 6 主な意見等(要旨)

- (1) パートナーシップ制度について
  - 民間企業における対応について、人権侵害防止の観点から、大企業・中小企業を問わず、人権侵害が起こらないような体制の構築を進めるための研修等を推進してほしい。
- (2) 「性の多様性等に関する県民意識調査」について
  - 問1下の説明書きの①LGBTQについて、LGBの説明において、③性的指向の説明との整合性を踏まえ、「恋愛感情」のみでなく「性的感情」も含めた表現への修正を検討すべき。

- 性の多様性等に関する県民意識調査は、調査対象者がこれまで受けてきた教育影響を受けるものであり、制度導入に向けては調査だけでなく、理解促進や啓発の方向性を示す必要がある。
- 問7の「言葉は知らなかったが、内容は理解している」という選択肢は回答しづらい可能性があり、設問の妥当性を検討すべき。
- 問7のパートナーシップ制度に係る設問は、単に「知っていたか」を問うのではなく、全国で制度導入が進んでいることを示すべき。
- 問8について、異性間の事実婚では認められている行政サービスや福利厚生が、同性パートナーには認められていないという点について、設問で説明した上で、パートナーシップ制度の趣旨を示すべき。
- 問8～10について、パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度・事実婚の位置づけや最終的な制度の方向性を整理した上で、回答しやすい設問構成にすべき。
- 県は、パートナーシップ制度の導入について、人権課題として推進の方向性を持つべき。
- 事実婚についての検討は段階を経て進めるべき。
- パートナーシップ制度は、県民意識の醸成状況にかかわらず導入すべき重大な人権課題である。「必要ではない」「導入すべきではない」といった否定的な回答が多く集まった場合、調査の目的が単に県民意識の醸成度を確認するためだけになってしまい、後ろ向きな印象を与えかねない。
- 問3～6の選択肢の「同性同士の婚姻」という表現について、「法律上、同性同士」と明記した方がよい。
- 問17の自由記述について、県として制度推進や理解促進に関する意見を広く把握できるように工夫した方がよい。

### (3) その他

- 資料4(LGBTQに係る啓発チラシ)について、社会が異性愛・性別二元論を前提に構築されているため、性的マイノリティの方々が生きづらさを抱えていることが伝わる記述にすべき。